

2023年11月2日(木) 実施 ディープテック・スタートアップ支援基金/国際共同研究開発 公募説明会Q&A

番号	質問	番号	回答
1	ブロックチェーンはディープテックの対象になりますか？	1	公募要領 8 ページにございます、(2) 助成対象事業に記載の①～③の要件を満たせば、助成の対象となるとお考えください。提案内容によることもありますので、個別にご相談ください。
2	このコファンドプログラムについて相手国側企業に説明したいが、それぞれの国の公的支援機関の名称と公募サイトはどこで確認できますでしょうか。	2	N E D O 公募ページの 3、に Eureka の公募ページへのリンクがあります。以下に示す Eureka の公募ページの左側タブ Downloadables からダウンロードできる call text に各機関の公募サイトのリンクとコンタクト先が掲載されています。 https://www.eurekanetwork.org/open-calls/globalstars-japan-2023 *NEDO 公募ページにも各機関ホームページへのリンクを掲載しました：11/14 追記
3	公募説明会での説明スライドの英文資料はございますか？	3	申し訳ありませんが、英文資料はございません。
4	この公募は出資を得ないと応募要件を満たしませんか？	4	本公募では、VC 等からの出資を得ることは応募要件に含まれていません。
5	NEDO のディープテック・スタートアップ支援事業との並行での応募は可能でしょうか？ (各応募内容で、プロジェクトが異なる前提)	5	ご応募は可能です。NEDO において提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることとなります。

2023年11月15日(水) 実施 ディープテック・スタートアップ支援基金/国際共同研究開発 公募説明会Q&A

番号	質問	番号	回答
6	相手国企業を選定した理由を提案書類に記載する必要はありますか。	6	提案書にパートナー企業の選定理由やその選定過程を記載いただく必要はありません。応募にあたっては各企業の役割分担を明確にし、その内容を簡潔に提案書に記載ください。
7	フードテック領域は対象になりますでしょうか？	7	公募要領 8 ページにございます、(2) 助成対象事業に記載の①～③の要件を満たせば、助成の対象となるとお考えください。提案内容によることもありますので、個別に「相談フォーマット」をご利用のうえご相談ください。
8	相手国側事業者が相手国側の公的支援機関から支援を受けることを前提とする。これは、海外展開している大手企業の子会社では、適用されますか？	8	海外展開している大手企業の子会社が相手国側の公的支援機関の支援対象となるかどうかについては、各国の応募要件が国によって異なりますので、当該子会社から直接、相手国の公的支援機関にお問い合わせください。

2023年12月18日(月) 実施 ディープテック・スタートアップ支援基金/国際共同研究開発 公募説明会Q&A

番号	質問	番号	回答
9	金型や映像素質等の材料費は補助対象となりますか？材料費が経費となる場合、金型所有権は補助対象経費に影響しますか？	9	助成事業の遂行に必要な場合は、経費に計上することが可能です。助成先が当該金型の所有権を有することが前提となります。
10	業務委託費は補助対象経費になりますか？補助金申請に係るコンサル等の事務委託費のことです。	10	助成事業に係る委託費、共同研究費は経費に計上することが可能です。補助金申請は助成事業に該当しません。
11	事業計画変更した際には補助金額も増減しますか？	11	助成事業の計画変更には NEDO の承認が必要です。計画変更承認に伴い、助成金の額や期間の変更もありません。
12	他の NEDO 補助金との併用は認められますか？	12	他の NEDO 補助金と並行して申請することは可能です。NEDO において提案内容の重複等の確認をし、不合理な重複や過度の集中が認められる場合には必要な対応を取ることとなります。
13	大企業の完全子会社でも、中小企業の基準に該当するのであれば、このプログラムのパートナーとして活動できますか？	13	中小企業に該当する法人であっても「みなし大企業」に該当する場合は、提案者となることはできませんが、提案企業の委託先や共同研究先として参加することはできます。
14	公募要領 8 ページ、助成対象者の要件⑩に「目安として創業から10年以内」とありますが、どれくらい厳格に適用されますか？またその年数は、採択の可否に影響しますか？	14	資金調達が進んでいない中でリスクをとり大きな成長を図ろうとする企業については対象となる可能性がありますので、個別にご相談ください。
15	共同研究の性質について。海外の相手事業者と知財を共有することは必須ですか？それとも、相手事業者は研究開発に必要なツールの開発や研究参加者のリクルーティング等を担い、開発する知財は日本側提案社のものとするという関係でも対象となりますか？	15	知的財産権等の取り扱いについては、相手国側企業との間の共同研究契約 (CA) の中に記載する必要があります。共同研究による知的財産権を日本側企業だけが所有するという内容もあります。両国で採択される必要があることにご留意ください。
16	日本側提案社からパートナーとなる相手事業者に対して助成金の中で直接的に、ないしは助成対象外としつつも間接的に何らかの業務を委託することは可能ですか？	16	公募ページに掲載の「相談フォーマット」を用いて個別にご相談ください。
17	UK のパートナーとの提案を検討しています。Innovate UK 側では Japan とのプロジェクトに最大 2M EURO の予算を確保していると記載があったため、1 案件最大 600K EURO を踏まえると 3-5 件程度の採択になるのではと推測しています。日本側での予算規模や採択予定数などの目安はありますか？	17	審査基準を満たした案件は全て採択されます。
18	参考にすべき過去の採択案件は公開されていますか？調べた範囲では見つかりませんでした。	18	今回は本事業の第一回目の公募となります。類似のコファンド形式の事業としては、2020 年まで実施していたコファンド事業を参照ください。
19	過去に NEDO の別事業からの助成を受けています。同事業とは異なる研究テーマですが、過去の助成の有無は評価に影響しますか？	19	審査にあたって、審査基準や選考基準以外の観点については、考慮しません。
20	CA は、提案書提出時点で必要ですか？	20	提案書提出時点では、CA ドラフト (英文) でかまいません。
21	共同研究の内容が原子力技術ではないが、企業自身が原子力技術を扱う場合は、応募可能ですか？	21	応募可能です。
22	50 万円以上の設備は、NEDO 資産で事業終了後買い上げとなりますか？	22	助成事業者の取得財産のうち「取得価格が単価 50 万円以上 (消費税抜) の財産」は処分制限財産に該当します。処分制限財産の扱いについては、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル (P172) を参照ください。
23	CA における知財の扱いや他オブリゲーションについて、基本的に両国申請事業者同士での自由協議になると考えていいですか？	23	知的財産権の取り扱い等については、両国の事業者間で交渉ください。NEDO は、知的財産権の取り扱いが CA に記載されていることを確認いたします。
24	相手国企業が採択、NEDO で不採択の場合は何も得られないですが、場合によっては NEDO で採択されたテーマがすべて相手国で不採択になる場合もあります。(もし採択の最低件数があるのであれば) 相手国で採択、NEDO で不採択 (低順位) テーマの繰り上げ採択等がありますか？	24	審査基準を満たした案件は全て採択されますので、繰り上げ採択は予定していません。
25	申請時の財務状況はどのような基準が必要ですか？	25	助成事業を遂行する財務状況にあるかどうかを確認させていただきます。
26	設備として中古の機器も助成対象となりますか？交付決定前にリース等を開始すると対象外となりますか？	26	助成事業に必要な機器の購入費等は、経費に計上できます。経費計上を認める期間については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル (P44) を参照ください。
27	レンタルラボのリース費用等も採択決定後の新規契約でないと対象外ですか？	27	経費計上を認める期間については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル (P44) を参照ください。